○農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（同一八）　七二

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の七第六号ハの規定に基づき所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件の一部を改正する件（同一九）　七三

○外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件（財務一四四）　七三

○外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件（同一四五）　七三

○外国為替の取引等の報告に関する省令第六条第三項に規定する届出者名簿の閲覧の場所を指定する件及び外国為替の取引等の報告に関する省令第六条第三項に規定する届出者名簿の閲覧の場所における閲覧規則を定める件を廃止する件（同一四六）　七五

○外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件の一部を改正する件（同一四七）　七五

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件の一部を改正する件（同一四八）　七五

○外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令第二条第一号イの規定に基づき、主務大臣が指定する特定の者等を定める件（財務・経済産業五）　七六

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（厚生労働二〇二）　七七

○医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する件（同二〇三）　七八

○外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件（経済産業七三）　七八

○外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件（同七四）　七八

本号で公布された法令のあらまし

◇**著作権法の一部を改正する法律**（法律第三三号）（文部科学省）

1　立法又は行政の目的のための内部資料としての公衆送信等を可能とする措置

㈠　著作物は、行政審判手続のために必要と認められる限度において、公衆送信を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができることとした。（第四一条の二第二項関係）

㈡　著作物は、立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、当該内部資料を利用する者との間で公衆送信を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができることとした。（第四二条関係）

㈢　著作物は、特許に関する審査等の行政手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、公衆送信を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができることとした。（第四二条の二第二項関係）

2　未管理公表著作物等の利用に関する裁定制度を創設する等の措置

㈠　未管理公表著作物等の利用に関する裁定制度の創設

(1)　未管理公表著作物等を利用しようとする者は、当該未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置として文化庁長官が定める措置をとったにもかかわらず、その意思の確認ができなかったときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、補償金を供託して、当該裁定の定めるところにより、当該未管理公表著作物等を利用することができることとした。（第六七条の三第一項関係）

(2)　未管理公表著作物等は、公表された著作物等のうち、著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により、当該著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報であって文化庁長官が定めるものの公表がされているもののいずれにも該当しないものとした。（第六七条の三第二項関係）

(3)　(1)の裁定（以下この㈠において「裁定」という。）においては、当該裁定に係る著作物の利用方法、当該裁定に係る著作物を利用することができる期間等を定めるものとした。（第六七条の三第四項関係）

(4)　(3)の期間は、裁定に係る申請書に記載された利用期間の範囲内かつ三年を限度としなければならないこととした。（第六七条の三第五項関係）

(5)　裁定に係る著作物の著作権者が、当該著作物の著作権の管理を著作権等管理事業者に委託すること、当該著作物の利用に関する協議の求めを受け付けるための連絡先その他の情報を公表することその他の当該著作物の利用に関し当該裁定を受けた者からの協議の求めを受け付けるために必要な措置を講じた場合には、文化庁長官は、当該著作権者の請求により、当該裁定を取り消すことができることとした。（第六七条の三第七項関係）

(6)　裁定が取り消された場合においては、著作権者は、補償金の額のうち、当該裁定のあった日からその取消しの処分のあった日の前日までの期間に対応する額について弁済を受けることができることとした。（第六七条の三第九項関係）

㈡　著作権法第六七条第一項の裁定及び㈠の裁定に係る補償金管理業務を行う指定補償金管理機関の創設

(1)　文化庁長官は、一般社団法人又は一般財団法人であって、著作権法第六七条第一項の裁定及び㈠の裁定に係る補償金等の受領、管理、支払等に関する業務（以下「補償金管理業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国を通じて一個に限り、補償金管理業務を行う者（以下「指定補償金管理機関」という。）として指定することができることとした。（第一〇四条の一八及び第一〇四条の二〇関係）